

# 施策分析シート（平成19年度）

No1

<b>施策名</b>	地域の健康と安全の確保	<b>施策No</b>	07-02	<b>部課名</b>	環境清掃部環境課
<b>関連部課名</b>					
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	環境先進都市[ ]			
	<b>政策</b>	地球環境を守るまちの実現[07]			

**目的**  
 東京都環境確保条例、及びその他の関係法令に基づき、公害の発生源に対して必要な規制・指導等を行うとともに、住民等からの苦情相談に関する調査・指導を行い、区民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。

指	施策の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(28年度)	
	発生源別苦情件数	125	177	190	(見込) 180程度	140程度	住民等から寄せられた苦情
上位3つ	騒音	62	79	93	-	50程度	・鉄道、工場等の騒音
	振動	7	24	19	-	15程度	・工事、自動車等の振動
	悪臭	36	30	30	-	25程度	・近隣の悪臭
	低公害車導入率(%)	54.2	66.1	82.1	(見込) 85.0	約90	区が管理、保有する低公害車の導入率

**現状と課題（指標分析）**  
 ・都市への人口集中や自動車の増加などにより、都市・生活型公害が発生している。  
 ・特に、騒音・振動・悪臭は、法により規制されているものの、生活に密着した新たな都市・生活型公害である。  
 ・快・不快といった「感覚公害」、いわゆる「ごみ屋敷」と呼ばれる迷惑住居、法令等での規制ができないドバトへの餌やりなどの問題もある。また、マンション建設工事等の反対に起因する苦情もあり、解決までに時間を要するものも多い。  
 ・隅田川の水質浄化については、「隅田川水系浄化対策連絡協議会（荒川区・中央区・台東区・墨田区・江東区・北区・板橋区・練馬区・足立区の9区で構成）」において、合同水質調査等を行っている。

**今後の方向性**  
 [平成19年度]  
 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染については、近隣区とも連携し、全都的な取り組みに繋げることが必要である。  
 隅田川の水質浄化については、合同水質調査等だけでなく、河川上流自治体との交流など住民参加で自然環境を守る機運を高めていく。  
 いわゆる「ごみ屋敷」と呼ばれる迷惑住居、法令等での規制ができないドバトへの餌やりなどの問題、マンション建設工事等の苦情等については、環境清掃部だけでなく、都市整備部、土木部、区民生活部、福祉部、健康部（保健所）等と問題を共有化し、連携して解決を図っていく。

[平成20年度以降]  
 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染については、近隣区とも連携し、全都的な取り組みに繋げることが必要である。  
 隅田川の水質浄化については、合同水質調査等だけでなく、協定を締結した秩父市をはじめとする河川上流自治体との交流を図り、住民参加で自然環境を守る機運を高めていく。  
 いわゆる「ごみ屋敷」と呼ばれる迷惑住居、法令等での規制ができないドバトへの餌やりなどの問題、マンション建設工事等の苦情等については、環境清掃部だけでなく、都市整備部、土木部、区民生活部、福祉部、健康部（保健所）等と問題を共有化し、連携して解決を図っていく。

施策の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	区民の身近な暮らしの環境を守るため、各部との連携を図り区民の健康と安全の確保に努めることは、基礎的自治体である区の責務である。

# 施策分析シート（平成19年度）

No2

施策を構成する事務事業の分類						
事務事業名	事務事業 No	決算額（千円）		施策推進のための 分類		分類についての説明・意見等
		17年度	18年度	前年度 設定	今年度 設定	
公害規制	05-01-10	566	586	A	C	区民の健康と安全を守るため、公害の発生源因や、苦情の背景を分析し、関係部と連携して早急に課題解決を図る必要がある。
大気汚染対策費	05-01-11	1,430	1,167	C	C	他自治体と連携して課題解決を図る必要がある。
水質汚濁対策費	05-01-12	739	726	B	C	他自治体と連携して住民意識の高揚を図る必要がある。
騒音・振動対策費	05-01-13	2,078	1,495	C	B	公害の発生源因や、苦情の背景を分析し、課題解決を図る必要がある。
有害化学物質処分費	05-01-14	0	0		C	法律に基づき実施する。
合 計		4,813	3,974			